

別 紙

空き家対策に関するアンケート

令和2年 10月 27日

市町村名 春日部市

部署名 都市整備部 住宅政策課

ご担当者名

ご連絡先 048-736-1111 (内線3620)

メールアドレス

①空き家対策を実施している中で、どのような課題・問題点がありますか？

相続放棄を含む所有者が不明な空家等について、特定空家等に指定できるような状態であれば略式代執行という選択肢がある。

しかし、そのような状態ではない場合、財産管理人制度を用いることになるが、市が債権等を有しない場合には利害関係人となることができず、管理人選任の申し立てができないため、打つ手がなくなってしまう。

所有者不明の空家等が増えているため、その対策方法が課題となっています。

②現在どのような対策を実施していますか？また、今後実施する予定の対策はありますか？

【空き家リノベーション助成制度】(パンフレットのデータを添付します)

空き家の利活用により市内への定住促進と地域の活性化を目的とし、市内の空き家のリノベーション工事（内装・水周りの改修、サッシや外壁の改修など）に係る費用の一部を最大60万円補助しています。

なお、春日部市空き家バンクに登録されていない住宅または店舗の場合は、最大30万円の補助となります。

また、市内の空き家を購入し改修する人、春日部市空き家バンクに登録されている空き家を改修する人、店舗を改修する個人所有者、工事に係る費用の総額が40万円以上であること等が申請条件となっています。

別 紙

③宅建業者が空き家対策に協力できることはありますか？

空き家リノベーション助成制度、および春日部市ふれあい家族住宅購入奨励事業(※)の周知です。

(※)子世帯と親世帯が市内で近居または同居するため、初めて住宅を取得した世帯に、最大 30 万円の市内共通商品券を交付しています。中古住宅を取得した場合も対象となり、空き家リノベーション助成制度と併用して申請可能です。

大変お忙しい中をご協力いただき、誠にありがとうございました。

※データでご提供いただけるものがございましたら、下記までご送付をお願い致します。

※いただいたアンケートの回答は本会のホームページに公開するほか、本会の会議において利用する以外の用途で利用することはございません。

提出期限：令和 2 年 10 月 30 日（金）

返 信 先：メール：imai@takuken.or.jp

F A X : 048-811-1821

お問い合わせ先：048-811-1840

[事業推進課 今井]